

# 愛知県公立高等学校PTA連合会見舞金支給規程

平成26年4月1日施行

## (総則)

第1条 この規程は愛知県公立高等学校PTA連合会会則第15条に基づいて、これを定める。

2 本会の会員及び会員の児童生徒が、災害(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「法」という。)第15条第1項第6号、同法施行令(以下「施行令」という。)第5条第1項に規定する災害及び本会会長が理事会の審議を経て、これに準ずると認めた場合をいう。以下同じ。)により死亡・傷病した場合に見舞金を支給する。

- (1) この規程における学校管理下とは、施行令第5条第2項及び本会会長が、理事会の審議を経てこれに準ずると認めた場合をいう。
- (2) この規程におけるPTA活動中とは、会員が所属する学校のPTA会長の依頼を受けて、愛知県公立高等学校PTA連合会第2条の目的達成のために、愛知県公立高等学校PTA連合会若しくは単位PTA並びに地区連合会が主催し、予め計画された行事及び活動(交通指導、校外補導、学校の環境整備等の奉仕活動、補習等の学習支援活動)に、会員(保護者)及び児童生徒が参加中の場合をいう。

## (見舞金の支給及び基準)

第2条 この規程における対象者については、次の区分による。

- (1) 学校の管理下における児童生徒の災害について、次の見舞金を支給する。
  - ① 死亡見舞金 ② 障害見舞金 ③ 治療見舞金 ④ 香料、供花料
- (2) PTA活動中における会員(保護者)及び児童生徒の災害については、次の見舞金を支給する。
  - ① 死亡見舞金 ② 治療見舞金

第3条 児童生徒の災害については、第2条の規程にかかわらず、次の(1)から(3)の各号に該当する場合は、支給しないものとする。(4)号に該当する場合は、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 支給事由が第三者の行為によって生じた場合において、児童生徒が第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度。
- (2) 児童生徒の災害について、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度。
- (3) 施行令第3条第5項に定める風水害、震災その他非常災害による児童生徒の災害。
- (4) 高等学校生徒の自己の故意又は重大な過失による災害。

## (見舞金)

第4条 見舞金の支給金額は、次のとおりとする。

- (1) 学校管理下における児童生徒の災害について
  - ① 死亡見舞金 500万円 (ただし、登下校中の場合は250万円)

- ② 障害見舞金 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)から給付された障害見舞金の20%の金額。
- ③ 治療見舞金 センターに申請した医療費が同一治療月について7万5千円以上であって医療費の給付決定がなされた場合に、医療費の8%の金額(千円未満は切捨てとする)。

なお、高額療養費制度において所得区分による自己負担額に違いが出る場合には、所得区分「一般」によるセンター給付推計額の20%の金額。(千円未満は切捨てとする。)

ただし、平成18年3月31日以前の事故災害については、旧愛知県立学校PTA安全互助会の規程を適用する。

- ④ 香料、供花料 香料 5万円(ただし、学校管理下外でも支給する。)  
供花料(センターが支給したとき) 5万円
- (2) PTA活動中における会員(保護者)及び児童生徒の災害について
- ① 死亡見舞金 300万円
  - ② 治療見舞金 入院日数が8日から30日までの場合は、10万円  
入院日数が31日以上の場合は、20万円
  - ③ 児童生徒の災害の特別措置

児童生徒については、PTA活動が開催される学校等の会場と自宅の間の往復の途上で発生した災害も支給対象とする。その際の死亡見舞金は150万円とする。

- 2 第2条に定める災害が多数に及び、前項に定める給付が困難な時は理事会において別途決定する。

#### (申請)

第5条 見舞金支給の申請は所定の手続きにより、当該校の校長が行う。

第6条 会長は死亡見舞金並びに障害見舞金を支給する災害が発生し、当該校の校長から申請があり次の要件を満たしている場合は、センターの決定を待たないで、見舞金の内金100万円を限度として、仮払いをすることができる。

- (1) 災害の態様が支給要件を十分に満たしていると判断したとき
- (2) 家庭の事情等で、緊急に仮払いの必要性を認めるとき

#### (会計)

第7条 本規程の経費は、見舞金基金とその利息及びその他の収入をもって充てる。

第8条 会長は、見舞金の支給状況を理事会並びに総会において報告をする。

#### (その他)

第9条 本規程の運用及び見舞金基金の管理については、理事会で協議し決定する。

附則 1 第7条にいう見舞金基金は、旧愛知県立学校PTA安全互助会から引継いだ積立基金に由来する資産及びその後繰入れた資産から成る固定資産をいう。

- 2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、児童生徒が死亡した場合には、香料(5万円)を

支給する。

3 会長は、必要に応じ、見舞金支給に関して学校医代表等の専門家から意見を聴くことができる。

平成 19 年 4 月 1 日施行

平成 23 年 1 月 19 日一部改定（平成 23 年 4 月 1 日施行）

平成 24 年 11 月 16 日一部改定（平成 25 年 4 月 1 日施行）

平成 26 年 3 月 5 日一部改定（平成 26 年 4 月 1 日施行）